

茅ヶ崎南地区地域包括支援センター開設に係る事業者の選定について

1 趣旨

本市は、第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、地域包括支援センターの整備目標値を明示しました。

また、地域福祉総合相談室（以下「福祉相談室」という。）については、第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画において重点的な取組みの一つとしており、全地区の地域包括支援センターに併設しています。

現在、両施設は市内12か所に設置していますが、平成31年10月1日に1か所の新規設置を予定しています。

これに伴い、新たに設置する1か所について設置運営法人の募集を行いました。

2 開設予定対象地区

現在の12地区の一部を分割、統合し、次のとおり1地区を募集。（対象地区は茅ヶ崎南地区まちぢから協議会の区域とします。）

| 地区名 | 該当する自治会名 |
|--------|-----------------------------|
| 茅ヶ崎南地区 | 若松町幸・共恵中央・共恵東・幸町・共恵海岸通り・中海岸 |

3 これまでの経過

| 日程 | 項目 |
|---------------------|---|
| 平成30年7月1日 | 茅ヶ崎市地域包括支援センター及び茅ヶ崎市地域福祉総合相談室設置運営法人選定委員会を設置 |
| 平成30年8月15日 | 広報ちがさき（8月15日号）により募集を公表 |
| 平成30年8月20日 | 募集要項HP掲載・窓口配布開始 |
| 平成30年9月3日 ～10月1日 | 茅ヶ崎市地域包括支援センター及び茅ヶ崎市地域福祉総合相談室設置運営法人の応募受付 |
| 平成30年10月 | 第1次審査（13日・書類審査） 第2次審査（30日・プレゼンテーション・ヒアリング審査） |

4 応募事業者（受付順）

- ・医療法人徳洲会
- ・医療法人社団康心会
- ・社会福祉法人永寿会

5 選定基準

茅ヶ崎市地域包括支援センター及び茅ヶ崎市地域福祉総合相談室設置運営を希望する事業者から提出された応募書類を、次の基準により第1次審査する。

また、同事業者が次に掲げる項目についてプレゼンテーションを行い、これに基づきヒアリング審査（第2次審査）を行う。

| No. | 第1次審査（書類審査） | No. | 第2次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング審査） |
|-----|--------------------|-----|---|
| 1 | 介護サービス実績 | 1 | 法人の基本理念と地域包括支援センター及び茅ヶ崎市地域福祉総合相談室の業務における運営の理念及び方針について |
| 2 | 地域包括支援センター運営実績 | 2 | 運営実績 |
| 3 | 介護保険事業以外の相談支援業務の実績 | 3 | 財政基盤 |
| 4 | 財務状況 | 4 | 人員の確保 |
| 5 | 収支状況 | 5 | 場所の確保 |
| 6 | 設置場所 | 6 | 地域とのネットワーク |
| 7 | 相談スペースの確保 | 7 | コンプライアンス |
| 8 | 人員の確保 | 8 | 危機管理体制 |
| 9 | 法人内部の職員研修体制 | 9 | その他 |
| 10 | 災害時の体制 | | |
| 11 | 個人情報保護 | | |
| 12 | 夜間及び休日時の対応 | | |
| 13 | 苦情処理 | | |
| 14 | 法令遵守の考え | | |

※審査項目はHPで公表

6 審査結果

審査の結果、医療法人徳洲会を選定した。

7 今後のスケジュール

| 日程 | 項目 |
|-----------|-----------------------------------|
| 平成30年11月～ | 設置運営法人の決定(19日)・関係団体への報告など |
| 平成31年4月～ | 市と設置運営法人との契約・新法人と既存法人との事務引継ぎ・広報など |
| 平成31年10月～ | 茅ヶ崎南地区地域包括支援センター開設(10月1日) |